

累計4000件以上の相続相談実績

手続きと料金の簡素化を極める ワンストップ相続対応のパイオニア

いざ相続が発生したとき、誰に相談すればよいのか、いくらかかるか、と不安は付きまとう。大阪相続遺言相談センターは、料金の透明化や専門家との連携構築を先駆的に進めてきた。その広範囲なワンストップ対応力に定評がある。

手続き方法と料金体系を先駆的にネットで公開

大阪相続遺言相談センターは、相続は万人に関わる問題という考えから、相続手続きの方法と料金体系を早くからネット上で公開し、これまで約4000件以上の相続相談に応じてきた。同センターを創設し、運営するの、P・I・P総合事務所行政書士事務所の横田尚三代表だ。さまざまな業務を請け負う中で、相続の手続きや料金体系



P.I.P.総合事務所行政書士事務所
代表 横田尚三
行政書士

が分かりにくいという声を多数聞き、2007年に同センターを開設。その当時はまだ、相続は資産家だけに限られるものという認識が強かったが、実際はそうではないし、人によって抱える問題は千差万別。誰に何を相談してよいかという情報も少なく、料金の目安もなかった。そこで、横田代表は、「遺言作成の支援などで相続に関わる行政書士が窓口となって、依頼者の相続問題にワンストップ対応できれば喜ばれる」と思うに至る。早速、ホームページにこれまでの相談事例と解決策、そしてサービス内容と料金を分かりやすく掲載したところ、その反響は広がりを見せ、「大阪圏においてネットを活用した相続相談サービス

他の士業との強固な連携でワンストップ問題解決

大阪相続遺言相談センターは現在、「遺言・遺言書の作成」「遺産分割協議書作成」「相続手続き」「相続対策（生前対策）」「任意後見契約の起案」「家族信託・民事信託」「生前贈与」「相続放棄」など、多岐にわたる相続関連手続きをワンストップで解決

大阪相続遺言相談センターのサポートメニュー

- 相続手続き
- 相続対策（生前対策）
- 遺言・遺言書作成
- 生前贈与
- 成年後見
- 家族信託・民事信託
- 預金・不動産の名義変更※
- 相続税申告※
- 遺産分割協議書作成
- 相続問題※
- 相続人調査・財産調査
- 相続放棄※

注：※の手続きは、協力先税理士、司法書士を紹介。係争・紛争案件は弁護士との範疇

できる体制を整えている（右ページの図）。

他の行政書士や司法書士、税理士、弁護士、そして不動産活用の専門家など、それぞれの分野で実績を有するプロたちと強固なネットワークを結び（下の図）、相談者の状況に合った解決策を提示する。

その有力なパートナーの一人が、行政書士、ファイナンシャル・プランナー（FP）、宅地建物取引士、マンション管理士といった多数の実務資格を保有する、ひまわり法務FP事務所の竹原庸起子（行政書士登録名は中野庸起子）代表だ。相続・

遺言・成年後見を専門に実績を有し、同分野での講演はすでに1000回を超える。

「講演では、相続、事業承継、成年後見からライフプラン、エンディングノートの書き方までさまざまなお話をさせていただいています」と竹原代表。講演をきっかけに、相続手続きの依頼を受けることも多い。

複雑な不動産相続にも専門家と一緒に最適提案

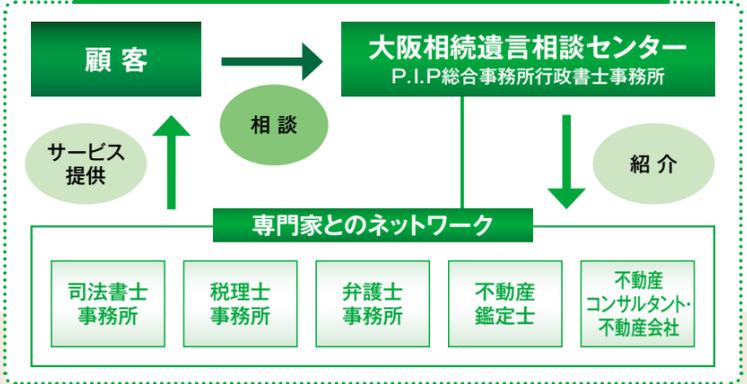
日本の相続では大半の場合、不動産が対象になるといわれる。同センターに寄せられる相談は、自宅の相続はもろろん、最近では、親の家業を継がたい、もしくは業態変更を行うなど、事業承継に伴う複雑な事業用不動産の相続なども増えてきたという。

大阪相続遺言相談センターはこれに対し、不動産に特化したコンサルティングのプロと連携。今西土地建物の今西頼久代表取締役社長と共に最も有効な不動産の活用を提案し、複雑な相続事案にも積極的に対応している。

「主に法人や不動産オーナーを対象にしたコンサルティングを展開する中で、最近では相続と共に事業承継に関する相談が増えています。不動産をコア資産とする企業には、特に念入りに不動産活用の助言や提案を行っています」と、今西社長は述べる。また、MBA（経営学修士）ホルダーでもある同社長は、相続不動産を起点に新規事業の戦略構築を提案するなど、企業経営の視点からの不動産活用アドバイスで多くの信頼を構築してきた。適切な不動産売却、移転などによってキャッシュフローが改善し、事業承継とそれに伴う相続がスムーズに行えたという顧客の声も多いという。

こうした大きな相続事案も、もともとは、行政書士という立的な立場からの分かりやすい相続情報の発信がきっかけで受託したものだ。「最初から税理士や弁護士に相続の相談をするのはハードルが高いという方も少なくありません。私たちがそんな方々の窓口となることができれば幸いです」（横田代表）

大阪相続遺言相談センターのネットワーク



※P.I.P.総合事務所行政書士事務所が顧客から受領する報酬は、同事務所の報酬規定に基づき、同事務所が行う相続手続サポートの対価のみであり、紹介に関する対価は、顧客や紹介先の弁護士などからも一切受領しない



今西土地建物
今西頼久
代表取締役社長



ひまわり法務FP事務所®
代表 竹原庸起子
行政書士・FP

問い合わせ先

大阪相続遺言相談センター

運営：P.I.P.総合事務所行政書士事務所
本社：〒530-0012
大阪府大阪市北区芝田2-3-19
東洋ビルディング本館501号
☎0120-31-8740

平日・土日祝日対応可、当日予約可能 9:00～21:00

<http://www.pip-souzoku.com/>